

鳥取市水道事業給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年9月25日

鳥取市長 深 澤 義 彦

鳥取市条例第40号

鳥取市水道事業給水条例の一部を改正する条例

鳥取市水道事業給水条例（昭和48年鳥取市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の水道事業者（法第3条第5項に規定する水道事業者をいう。以下この項において同じ。）又は他の水道事業者が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「他の水道事業者等」という。）が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

第7条第3項及び第8条第2項中「指定給水装置工事事業者」の次に「又は他の水道事業者等」を加える。

第32条第1項第1号及び第2号中「第7条第1項」を「第7条第1項本文」に改める。

第35条第2項中「指定給水装置工事事業者」の次に「又は他の水道事業者等」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。